

NOSAI のあらまし

1. 農業共済 (NOSAI) のおいたち

大昔から私たちの先人は、稔作や品種の組み合わせなどの対策とともに、不時の災害に備えて、義倉、社倉、郷倉、たのもし講など、いろいろな備蓄貯蓄と相互扶助のための知恵を働かせてきました。これを「保険」と同じようなやり方によって、組合が行う社会補償として仕組んだのが昭和22年に生まれた農業災害補償法に基づく農業共済 (NOSAI) です。

2. 制度の目的

日本は自然災害の多い地理的環境にあるため、農業経営の安定を図り、農業生産力を発展させるためには、農業災害対策は欠かすことができません。災害対策には、補助金や金庫制度がありますが、個々の農家を基盤とした恒久的な災害対策が農業災害補償制度 (以下、「NOSAI 制度」といいます。) です。

農業災害補償法 第1条 (目的)

農業者が不慮の事故に因って受けることのある損失を補填して、農業経営の安定を図り、農業生産力の発展に資することを目的とする。

3. 制度の機構 (三段階制で行っています)

NOSAI 制度は、農業共済組合 (以下、「組合」といいます。)、農業共済組合連合会 (以下、「連合会」といいます。) 及び国による三段階制で運営されています。組合では、農家の方から共済掛金をいただき、農作物などに一定以上の損害があった場合に、農家の方に共済金をお支払いする責任を負っており、農家の方々に直結した分野を担当しております。

しかし、ひとたび大災害に見舞われると、農家の方々に支払う共済金が膨大になり、1つの組合だけでは支払いが難しくなるため、組合は共済責任の一定部分を連合会に保険をかけ、さらに連合会の負う保険責任部分の一定部分を国に再保険するという仕組みで運営されています。

4. 制度の特徴

この制度は、農家の方々が共済掛金を出し合って、共同準備財産をつくっておき、災害があったときは、その共同準備財産から被災農家に共済金をお支払いするもので、農家の自主的な相互扶助を基本とした制度で、国の災害対策としての公的救済制度でもあります。

☆ 法律によって、農作物共済には一定規模以上の農家の方は、すべて加入していただくことになります (「当然加入」といいます。)

5. 制度の種類

☆ 共済掛金のうち、約半分は国が負担しています。 ☆ 国が再保険をしています。

NOSA I 事業の種類	共 済 目 的 (の種類) (加入できる農作物・家畜等の種類)
農作物共済	水稲、麦
家畜共済	牛、馬、種豚、肉豚、乳用種動雄牛、肉用種動雄牛、種雄馬
果樹共済	りんご、ぶどう
畑作物共済	大豆、ホップ、蚕繭
園芸施設共済	パイプハウス・ガラス室・鉄骨ハウス・雨よけハウス (附帯施設、施設内農作物、特定園芸施設撤去費用)
任意共済	建物、農機具

*本冊子では農家のみなさんに加いしていただくという視点から「引受方式」を「加付方式」で統一しております。

6. 共 済 規 程

各NOSA I 事業の加入、損害評価などに関する運営の規則を定めたものです。これまで、NOSA I 事業の細目等まですべて、定款に規定されておりましたが、平成16年度からは、NOSA I 事業の細目については、新しく設けられた共済規程に移行しました。その変更は、総代会の通常議決と同様に出席者の2分の1以上の賛成で行えるようになり、より機動的なNOSA I 事業の運営が可能になりました。

7. 改正NOSA I 制度

4年ぶりのNOSA I 制度見直しとなる「農業災害補償法の一部を改正する法律案」が平成15年6月12日に衆議院本会議で全会一致で可決、成立し、さらに関連の政省令改正を経て、より農家経営の安定に機能するNOSA I 制度に生まれ変わりました。今回のNOSA I 制度改正にあたって農林水産省は、平成13年11月に「農業災害補償制度検討会」を設置し、約1年をかけて、担い手農家の創意工夫の支援や品質低下への補償、大規模農家も加入しやすい仕組みの導入などの観点からNOSA I 制度の見直し検討を行いました。同検討会では、検討委員の約半数が農家委員として加わり、また全国6会場で現地検討会が開かれ、農家の意見を反映した制度見直しが行われました。改正内容は、農作物共済の加入方式などの農家選択の拡大、乳牛の子牛・胎児の加入対象への追加、大豆・果樹（りんご・ぶどう）共済の樹園地（一筆）方式の導入、水稻品質方式の導入など、補償内容が拡充しており、より加入しやすい制度となっております。